

1 防災活動体制に関する資料



1-1 防災関係機関等連絡先

1 市

		機		ß	曷		名			所	在	地	電話	备 号	F	A X	
郡		上		ī	þ		役		所	八幡町島谷2	228		67-11	21	67	-1711	
郡	上	市	大	和	振	興	事	務	所	大和町徳永5	585		88-22	11	88	-4351	
郡	上	市	白	鳥	振	興	事	務	所	白鳥町白鳥3	88-1		82-31	11	82	-3117	
郡	上	市	高	鷲	振	興	事	務	所	高鷲町大鷲2	2349 — 1		72-51	11	72	-5116	
郡	上	市	美	並	振	興	事	務	所	美並町白山7	25 - 3		79-31	11	79	-2986	
郡	上	市	明	宝	振	興	事	務	所	明宝二間手6	806−1		87-22	11	87	-2386	
郡	上	市	和	良	振	興	事	務	所	和良町沢882	2		77—22	11	77	-2547	
郡	上	Ī	Ħ	教	育	3	E.	員	会	八幡町島谷2	207 — 1		67-11	23	65	-2584	

2 消防

	機	B	遏	名		所 在 地	電話番号	F A X
郡	上	市	肖防	本	部	八幡町小野4-4-1	67-1127	67 — 1215
郡	上	中	消	防	署	八幡町小野4-4-1	67-1127	67 — 1215
郡	上	北	消	防	署	白鳥町為真1187-1	82-5119	82-5118
郡。	上中	消防	署南	出張	所	美並町白山423-1	79-3999	79-3977

3 警察

機関名	所 在 地	電 話 番 号	F A X
郡 上 警 察 署	八幡町中坪3-3-1	67一0110(代)	65-6619
郡上警察署口明方警察官駐在所	八幡町初納1368-2	62-2001	62-2001
郡上警察署西和良警察官駐在所	八幡町美山2306	68-2013	68-2013
郡上警察署大和警察官駐在所	大和町剣82-1	88-3218	88-3218
郡上警察署白鳥交番	白鳥町為真1187-9	82-2110	82-2110
郡上警察署牛道警察官駐在所	白鳥町中西584-7	84-1048	84-1048
郡上警察署高鷲警察官駐在所	高鷲町大鷲2053-9	72-5014	72-5014
郡上警察署美並警察官駐在所	美並町白山423-2	79-2145	79-2145
郡上警察署明宝警察官駐在所	明宝二間手357-1	87-2100	87-2100
郡上警察署和良警察官駐在所	和良町沢1028-10	77-2054	77-2054

4 指定地方行政機関及びその出先機関

機関名	所 在 地	電 話 番 号	F A X
岐阜八幡公共職業安定所	八幡町有坂1209-2	65-3108	65-3107
岐阜八幡労働基準監督署	八幡町有坂1209-2	65-2101	
岐阜地方法務局八幡支局	八幡町有坂1209-2	67 — 1411	
東海農政局岐阜支局(西濃飛騨地区担当)	岐阜市中鶉川2-26	(058)271-4044	(058) 274 — 0656
岐 阜 国 道 事 務 所	岐阜市茜部本郷1-36-1	(058)271 - 9817	(058)271 - 9769
岐阜国道事務所八幡維持出張所	八幡町稲成525-1	65-3938	
岐 阜 地 方 気 象 台	岐阜市加納二之丸 6	(058)271 - 4107	(058)271 - 4102
岐 阜 森 林 管 理 署	下呂市小坂町大島1643-2	(0576)62 - 3121	(0575)62-2503
飛騨森林管理署	高山市西之一色町3-747-3	(0577)32 - 0101	(0577) 34 - 8932

5 自衛隊

		機		関		名			所	在	地	電	話	番	号	内	線
陸.	上自徇		第10	師団	第35	普通	科連	直隊	名古屋市守	山区守山	3-12-1	(05	2)79	1-2	191	昼4832	夜4509
航	空	自	衛	隊	岐	阜	基	地	各務原市那	加官有地	無番地	(058	382	-11	01代	昼2682	夜2225
航	空	自	衛	隊	小	牧	基	地	小牧市春日	寺1-1		(05	68) 7	6-2	191	昼4038 夜4017	4032

6 県の機関

機関名	所 在 地	電 話 番 号	F A X
岐 阜 県 危 機 管 理 課 消 防 課 ・ 防 災 課	岐阜市藪田南2-1-1	(058)272-1111(代)	(058) 271 - 4119
岐阜県災害情報集約センター	岐阜市藪田南2-1-1	(058)272 - 1034	(058)275 - 7375
岐阜県防災交流センター	岐阜市下奈良 3-11-6	(058)277 - 5380	(058)277 - 5385
岐阜県広域防災センター	各務原市川島小網町小林寺2151	(0586)89 - 4192	(0586)89 - 4193
岐阜県健康福祉政策課	岐阜市藪田南2-1-1	(058)272-1111代	(058)271 - 5724
中 濃 振 興 局	美濃加茂市古井町下古井2610-1	(0574)25-3111(代)	(0574)25 - 3934
中濃振興局中濃事務所	美濃市生櫛1612-2	(0575)33-4011(代)	(0575)35 - 1492
中 濃 振 興 局 中 濃 事 務 所 郡 上 駐 在 所	八幡町初音1727-2	67—1111(代)	65-6440
郡上土木事務所	八幡町初音1727-2	67—1111代	65-4966
郡 上 農 林 事 務 所	八幡町初音1727-2	67-1111代	67-0961
関保健所郡上センター	八幡町初音1727-2	67—1111代	65-6176
中濃地域郡上農業改良普及センター	八幡町初音1727-2	67-1111代	65-6446

852 [郡上防12]

7 指定公共機関

	機	関	名		所 在 地	電 話 番 号	F A X
N T		日 本 修	制 岐 阜 支 室)	店	岐阜市加納八ツ寺町1-15	(058) 214 - 8417	(058) 262 — 1954
		力 、 スス	式 会テーショ	社・ン	八幡町小野3-2-4	65-3181	67-1647
北	陸電	力株	式 会	社	富山市牛島長15-1	0120 - 77 - 6453	0779-66-4478
日本	赤十字社	岐阜県	支部郡上	也区	八幡町島谷228	67 - 1834	66-0157
郡	上 八	幡	郵 便	局	八幡町島谷776-1	65 - 2002	65-6105
大	和	郵	便	局	大和町徳永145-2	88-3000	88-2342
白	鳥	郵	便	局	白鳥町白鳥191-1	82 - 3600	82-4380
高	鷲	郵	便	局	高鷲町大鷲743-2	72 - 5252	72-6328
美	並	郵	便	局	美並町白山1762	79-2500	79-2342
明	宝	郵	便	局	明宝畑佐298	87 - 2031	87-2342
和	良	郵	便	局	和良町沢996-5	77-2131	77-2351

8 指定地方公共機関

	機	関	名		所 在 地	電 話 番 号
白	鳥	交	通	(株)	白鳥町中津屋226-1	82-5081
八	幡	観	光	(株)	八幡町小野487-1	67-0577
長	良 川	鉄 道	株式	会 社	関市元重町74-1	(0575) 23 — 3921
長.	良川鉄道	雄株式会	社郡上	八幡駅	八幡町城南町188-54	65-2260
長	良川鉄道	雄株式会	社美濃	白鳥駅	白鳥町白鳥160-30	82-2038

9 清掃機関

機関名	所 在 地	電 話 番 号
郡上クリーンセンター	八幡町有坂148-5	66-2366
郡上環境衛生センター	八幡町吉野1532	63-2257
郡上北部クリーンセンター	白鳥町二日町1534	82-6363

10 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

	機	関	名		所 在 地	電 話 番 号
郡	上	市医	師	会	八幡町島谷1265-5	65-2111
岐阜	県薬剤	師会郡上支	部(八幡薬	夷局)	八幡町島谷1311-24	65-3235
郡上	歯科医	医師会(西	村歯科医	院)	白鳥町向小駄良710	82-4433
め、	ぐみ・	の農協	郡上支	店	八幡町小野 6 - 5 - 15	66-0011
め、	ぐみ・	の農協	大和支	店店	大和町剣404-1	88-2222
め、	ぐみ・	の農協	白鳥支	店店	白鳥町為真445-1	82-6300

1-1 防災関係機関等連絡先

めぐみの農協高鷲支店	高鷲町大鷲811-9	72-5121
めぐみの農協美並支店	美並町白山837-4	79-2011
めぐみの農協明宝支店	明宝二間手222-1	87-2331
めぐみの農協和良支店	和良町沢991-2	77-2331
郡上森林組合	八幡町稲成525-7	67-1133
郡上森林組合大和出張所	大和町徳永585	88-3191
郡上森林組合白鳥出張所	白鳥町向小駄良717-1	82-2000
郡上森林組合高鷲出張所	高鷲町大鷲2558-1	72-5119
郡上森林組合美並出張所	美並町白山725-3	79-3552
郡上森林組合明宝出張所	明宝二間手606-1	87-2301
郡上森林組合和良出張所	和良町沢882	77-2015
郡上市商工会	八幡町島谷130-1	66-2311
郡上市商工会八幡出張所	八幡町島谷130-1	67-1565
郡上市商工会大和出張所	大和町徳永585	88-2909
郡上市商工会白鳥出張所	白鳥町白鳥38-1	82-3153
郡上市商工会高鷲出張所	高鷲町大鷲2349-1	72-5118
郡上市商工会美並出張所	美並町白山725-3	79-3473
郡上市商工会明宝出張所	明宝二間手606-1	87-2510
郡上市商工会和良出張所	和良町沢1056-1	77 - 2321
郡上市観光連盟	八幡町島谷228	67-1121
郡上八幡観光協会	八幡町島谷520-1	67 - 0002
大 和 観 光 協 会	大和町徳永585	88-2211
白 鳥 観 光 協 会	白鳥町白鳥38-1	82-5900
高 鷲 観 光 協 会	高鷲町鮎立3328-1	72-5000
美 並 観 光 協 会	美並町白山725-3	79-3111
明 宝 観 光 協 会	明宝大谷1015	87 - 2844
和 良 観 光 協 会	和良町沢882	77-2214
郡 上 建 設 業 協 会	八幡町殿町18-1	65 - 4300
郡上漁業協同組合	八幡町有坂1238	65 - 2562

11 その他の公共機関

機関名	所 在 地	電 話 番 号
郡上市社会福祉協議会	大和町徳永585	88-9988
郡上市社会福祉協議会 南部	八幡町小野 6 - 2 - 5	66-1012

[郡上防12]

1-2 郡上市防災会議条例 (平成16年3月1日)

改正 平成24年10月5日 条例第33号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、郡上市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。 (所掌事務)

- 第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 郡上市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
 - (2) 市長の詰問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
 - (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務 (会長及び委員)
- 第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員の内から市長が任命する者
 - (2) 岐阜県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 岐阜県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員から指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、各号を通じて30人以内とする。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

- **第4条** 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岐阜県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員 及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。 (議事等)

[郡上防7] 855

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項 は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成16年3月1日から施行する。

附 則〔平成24年10月5日条例第33号〕

この条例は、公布の日から施行する。

856 [郡上防7]

1-3 郡上市災害対策本部条例 (平成16年3月1日)

改正 平成24年10月5日 条例第33号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) 第23条の2第8項の規定に基づき、 郡上市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。 (部)
- 第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

- 第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、 災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をも って充てる。
- 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。 (雑則)
- 第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附則

この条例は、平成16年3月1日から施行する。

附 則〔平成24年10月5日条例第33号〕

この条例は、公布の日から施行する。

[郡上防7] 857

1-4 動員可能者一覧

(平成31年4月1日現在)

災害対策本部の部名	動員可能者数 (災害時)
議会部	3
市長公室部	18
総務部	22
健康福祉部	20
農林水産部	10
商工観光部	7
建設部	12
環境水道部	27
教育部	14
消防部	86
八幡支部	48
大和支部	50
白鳥支部	57
高鷲支部	39
美並支部	46
明宝支部	32
和良支部	30
計	521

[郡上防14]

(総則)

第1条 この規則は、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「法」という。)、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号。以下「令」という。)及び災害救助法施行規則(昭和22年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害状況報告等)

第2条 災害に際し、市町村における災害が、令第1条第1項各号の一に該当し、又は該当する 見込みであるときは、当該市町村長は、直ちに災害状況報告書(別記第1号様式)に住家等一 般被害状況等報告書(別記第2号様式)を添えて知事に報告しなければならない。

(救助の程度、方法及び期間)

- 第3条 令第3条第1項の救助の程度、方法及び期間は、別表第1のとおりとする。
- 2 知事は、特別の理由により前項の規定によりがたいときは、内閣総理大臣の同意を得て変更 することができる。

(物資の保管命令、収用等の場合の令書)

- 第4条 規則第1条第1項に規定する物資の保管命令、収用等の場合の公用令書、公用変更令書 及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 公用令書 別記第3号様式
 - (2) 公用変更令書 別記第4号様式
 - (3) 公用取消令書 別記第5号様式
- 2 前項第1号の公用令書を交付するときは、強制物件台帳(別記第6号様式)に登録しなければならない。
- 3 第1項第2号又は第3号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳 にその理由を詳細に記録し、公用変更令書にあつては変更事項を記録しなければならない。 (受領調書)
- 第5条 規則第2条第3項の受領調書の様式は、別記第7号様式のとおりとする。
- 2 規則第2条第3項の規定により受領調書を作成する場合は、その物資の所有者又は占有者の 立会いの下で行わなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。 (損失補償)
- 第6条 規則第3条の損失補償請求書の様式は、別記第8号様式のとおりとする。
- 2 前項の損失補償請求書の提出があつたとき、及びこれに基づき損失の補償を行つたときは、 所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

(従事命令の場合の令書)

第7条 規則第4条に規定する救助業務従事命令の場合の公用令書及び公用取消令書の様式は、 それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公用令書 別記第9号様式
- (2) 公用取消令書 別記第10号様式
- 2 前項第1号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳(別記第11号様式) に登録しなければならない。
- 3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録して、これを抹消しなければならない。

(救助に従事できない場合の届出)

- 第8条 規則第4条第2項の規定による届出に添付する書類は、次のとおりとする。
 - (1) 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書
 - (2) 前号以外の事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他 適当な公務員の証明書

(実費弁償の基準)

第9条 令第5条の実費弁償に関して必要な事項は、別表第2のとおりとする。

(実費弁償費の請求書等)

- 第10条 規則第5条に規定する実費弁償請求書及び法第10条第3項において準用する法第6条第4項に規定する証票の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 実費弁償請求書 別記第12号様式
 - (2) 証票 別記第13号様式

(扶助金支給申請書)

- 第11条 規則第6条の扶助金支給申請書の様式は、別記第14号様式のとおりとする。
- 2 前項の扶助金支給申請書のうち休業扶助金及び打切扶助金に係るものに添付する書類は、次のとおりとする。
 - (1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類
 - (2) 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込み期間等に関する 医師の意見書
- 3 法第8条の規定により救助に関する業務に協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、 又は死亡した場合における法第12条の規定による扶助金支給申請書に添付する書類は、規則第 6条及び前項に定めるもののほか、協力命令をした旨の知事の証明書とする。

(市町村の実施する救助事務)

- 第12条 法第13条第1項の規定により救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととする場合において、令第17条第1項の規定による通知は、別記第15号様式によるものとする。
- 2 前項の場合においては、当該市町村長は、第4条、第5条、第6条第2項、第7条及び第8 条の規定により、当該救助に関する事務を処理しなければならない。

(繰替支弁)

第13条 法第29条の規定により繰替支弁した市町村は、請求書(別記第16号様式)に災害救助算 860 (郡上防10) 出内訳書(別記第17号様式)を添えて知事に請求するものとする。

付 則 〔略〕

別表第1 (第3条関係)

救助の程度、方法及び期間

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
 - (1) 避難所の供与
 - ア 避難所の供与は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に対して、必要に応じて行う。
 - イ 避難所は、学校、公民館等既存建物を利用するものとする。ただし、これらの適当な建 物がないときは、仮小屋の設置又は天幕の設営により避難所とすることができる。
 - ウ 避難所のため支出する費用は、賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物又は器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。 ただし、高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。
 - (7) 基本額

避難所設置費 1人1日につき320円

(4) 加算額

冬季(10月から3月まで)については別に定める額を加算する。

- エ 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。
- (2) 応急仮設住宅の供与
 - ア 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する家がない者であつて、 自己の資力により住宅を得ることができないものに対して、必要に応じて行う。
 - イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7㎡を基準とし、その設置のため支出できる費用は、2,621,000円以内とする。
 - ウ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができることとし、1施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定める。
 - エ 老人居宅介護事業等を利用しやすい構造を有し、高齢者等であつて、日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設を応急仮設住宅として設置することができる。
 - オ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらを供与することができる。
 - カ 応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に建築に着工するものとする。
 - キ 応急仮設住宅の供与期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第 3項又は第4項に規定する期限までとする。
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - (1) 炊き出しによる食品の給与
 - ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、住家の全壊、全焼、流 失、半壊、半焼又は床上浸水等により炊事ができない者及び被害を受け一時縁故地等へ避

難する必要のある者に対して行う。

- イ 炊き出しその他による食品の給与は、り災者が直ちに食べることのできる現物によるものとする。
- ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、主食費、副食費、燃料費等とし、1人1日につき1,080円以内とする。
- エ り災者が一時縁故地等へ避難する場合は、3日分以内の炊き出しその他の食品の供与を 行う。
- オ 炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。
- (2) 飲料水の供給
 - ア 飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることのできない者に対して行う。
 - イ 飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な 機械器具の借上費、修繕費、燃料費、薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実 費とする。
 - ウ 飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - (1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。以下同じ。)により生活上必要な家財を亡失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。
 - (2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、おおむね次の品目の 範囲内において現物をもつて行う。
 - ア 被服、寝具及び身のまわり品
 - イ 日用品
 - ウ 炊事用具及び食器
 - 工 光熱材料
 - (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施するため支出する費用は、次の額の範囲内とする。
 - ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯の区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	5 人を超える 世帯
夏季 (4月から9月まで)	18,300円	23,300円	34,600円	41,500円	52,600円	52,600円に5人 を超え1人増す ごとに7,700円 を加算した額
冬季 (10月か ら3月まで)	30, 200円	39, 200円	54,600円	63,800円	80,300円	80,300円に5人 を超え1人増す ごとに11,000円 を加算した額

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯の区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	5 人を超える 世帯
夏季 (4月か ら9月まで)	6,000円	8,000円	12,000円	14,600円	18,500円	18,500円に5人 を超え1人増す ごとに2,600円 を加算した額
冬季 (10月か ら3月まで)	9,700円	12,600円	17,900円	21, 200円	26,800円	26,800円に5人を超え1人増すごとに3,500円を加算した額

- ウ ア及びイの季別は、災害発生の日をもつて決定するものとする。
- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。
- 4 医療及び助産の給付
 - (1) 医療の給付
 - ア 医療の給付は、災害のため医療の途を失つた者に対して、応急的に行う。
 - イ 医療の給付は、救護班が行うものとする。ただし、急迫した事情のためやむを得ない場合は、一般の病院若しくは診療所又は施術者(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師並びに柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。)において行うことができる。
 - ウ 医療の給付は、次の範囲内において行う。
 - (7) 診察
 - ・薬剤又は治療材料の給与
 - ・処置、手術その他の治療及び施術
 - ・病院又は診療所への収容
 - (イ) 看護
 - エ 医療の給付のため支出する費用は、それぞれ救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費、一般の病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内、施術者による場合は協定料金の額以内とする。
 - オ 医療の給付を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。
 - (2) 助産の給付
 - ア 助産の給付は、災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害の ため助産の途を失つた者に対して行う。
 - イ 助産の給付は、次の範囲内において行う。
 - (ア) 分べんの介助
 - (4) 分べん前及び分べん後の処置
 - (ウ) 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の給与
 - ウ 助産の給付のため支出する費用は、それぞれ救護班による場合は使用した衛生材料の実 費、助産師による場合は慣行料金の8割以内の額とする。

エ 助産の給付を実施する期間は、分べんの日から7日以内とする。

5 被災者の救出

- (1) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の 状態にある者を捜索し、救出することによつて行う。
- (2) 被災者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出に必要な機械器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 被災者の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。
- 6 被災した住宅の応急修理
 - (1) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自己の資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。
 - (2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理費用は、1世帯当たり567,000円以内とする。ただし、同一住家に2以上の世帯が居住している場合における費用は、1世帯当たりの限度額の範囲内とする。
 - (3) 住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完成する。
- 7 生業に必要な資金の貸与
 - (1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、生業の手段を失つた世帯に対して必要に応じて行う。
 - (2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込み確実な具体的事業計画があり、かつ、償還能力のある者に対して貸与する。
 - (3) 生業に必要な資金の貸与額は、次の範囲内の額とする。
 - ア 生業費 1件につき 30,000円
 - イ 就職支度費 1件につき 15,000円
 - (4) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならない。
 - (5) 生業に必要な資金の貸与条件は、次のとおりとする。
 - ア 貸与期間 2年以内
 - イ 利子 無し
- 8 学用品の給与
 - (1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を亡失し、又はき損したため就学上支障のある小学校の児童(特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校の生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等の生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行う。
 - (2) 学用品の給与は、被害の実情に応じて、次の品目の範囲内において行う。

- ア 教科書
- イ 文房具
- ウ 通学用品
- (3) 学用品の給与を実施するため支出する費用は、次の額の範囲内とする。

ア 教科書

(ア) 小学校の児童及び中学校の生徒

教科書の発行に関する臨時措置法 (昭和23年法律第132号) 第2条第1項に規定する教 科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するも のを給与するための実費

(イ) 高等学校等の生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具及び通学用品

小学校児童 1人につき 4,200円以内

中学校生徒 1人につき 4,500円以内

高等学校等生徒 1人につき 4,900円以内

(4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

9 埋葬

- (1) 死体の埋葬は、災害の際死亡した者について、応急的に行う。
- (2) 埋葬は、次の範囲内において、次のものを支給することにより行う。
 - ア 棺(付属品を含む。)
 - イ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)
 - ウ 骨つぼ及び骨箱
- (3) 埋葬のため支出する費用は、1体につき12歳以上の者は208,700円以内とし、12歳未満の者は167,000円以内とする。
- (4) 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。
- 10 死体の捜索及び処理
 - (1) 死体の捜索
 - ア 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに 死亡していると推定される者について行う。
 - イ 死体の捜索のため支出する費用は、舟艇その他捜索に必要な機械器具の借上費又は購入 費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
 - ウ 死体の捜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。
 - (2) 死体の処理
 - ア 死体の処理(埋葬を除く。)は、災害の際死亡した者について行う。
 - イ 死体の処理は、次の事項について行う。
 - (ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

- (イ) 死体の一時保存
- (ウ) 検案
- ウ 検案は、原則として救護班が行う。
- エ 死体の処理のため支出する費用は、次の各号に掲げるところによる。
 - (ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等 一体につき3,400円以内
 - (イ) 死体の一時保存
 - ・既存建物を利用する場合にあつては当該建物の通常の借上費、既存建物を利用しない場合にあつては1体につき5,300円以内
 - ・死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における 通常の実費
 - (ウ) 救護班以外の者の検案 当該地域の慣行料金の額以内
- オ 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。
- 11 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
 - (1) 障害物の除去は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に障害物が運びこまれている場合又は敷地に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にある場合に自己の資力では当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。
 - (2) 障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他の除去に必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり134,300円以内とする。ただし、同一住家に2以上の世帯が居住している場合における費用は、1世帯当たりの限度額の範囲内とする。
 - (3) 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。
- 12 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費
 - (1) 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。
 - ア 被災者の避難
 - イ 医療及び助産
 - ウ 災害にかかつた者の救出
 - エ 飲料水の供給
 - オ 死体の捜索
 - カ 死体の処理(埋葬を除く。)
 - キ 救済用物資の整理配分
 - (2) 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
 - (3) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇入れの期間は、それぞれの救助の実施期間とす

る。

別表第2 (第9条関係)

従事者	実費弁償の種類及び額				
の区分	日当	時間外勤務手当	旅費		
令条号第ま規る第第か4で定者	県の常勤の職員で救助に 関する業務に従事した者 を考慮してその都度知またる を対してる額以内の額。 に相当する額以内の第動に に相当する供の常勤は、 はお存在しない場合は事 が実施する際にの都度知 が実施する際には事の工事の が実施する際にのの都 を考慮してそのを を考慮してその都度知 を考慮してるの他のの都 を考慮してる額以内の額	日当の額を8で除して得た額を岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務32年岐阜県条例第29号。以第17条第1項に規定する。以第17条第1項に規定の給与条例第14条の規定の例により第出した額以内の額	県の職員が公務のために旅行するとした場合に岐阜県職員等旅費条例(昭和32年条例第30号)の規定により支給すべき旅費の額に相当する額以内の額		
令条号第ま規る 第第か9で定者	当該地域における業者の慣行料金にその100分の3に相当する額を加算した額以内の 額				

様式 〔略〕